

甲府市行政情報システム更改・運用業務（基幹業務系） デモンストレーション審査実施要領

1 趣旨

デモンストレーションは、事業者間の公平性を確保しつつ、担当課の視点から提案システムを実務的に評価することを目的として実施する。

評価にあたっては、各提案事業者に共通の業務シナリオを提示し、同一条件のもとで各システムを比較・評価する方式とする。

2 内容

(1) デモンストレーション審査の具体的な内容として、次の2点を予定している。

ア デモンストレーション

提案する業務パッケージ等の特徴、機能、操作方法、運用方法等の説明を行うこと。

イ 質疑応答

提案する業務パッケージ等の内容、操作方法等について質疑応答を行う。

3 実施概要

項目	内容
日程	令和8年12月1日（火）～令和8年12月28日（月） ※期間中、各社2～3日程度で実施 ※確定の日程、開始時間等の詳細については、提案者に別途連絡する。
時間	1コマ＝1.5時間枠を基本とする（業務ボリュームによっては、2コマを使用する場合がある）。 ① 提案事業者・業務担当SEの紹介：数分程度 ② パッケージの特徴・基本機能の説明：15分程度 ③ 指定した業務シナリオに沿った実機によるデモンストレーション：40分程度 ④ 質疑応答：15分程度
会場	甲府市役所 会議室（複数の会議室を使用する場合がある）

※デモンストレーションの実施スケジュールは、原則として甲府市が提示するスケジュールのとおりとする。調整が必要な場合は、事務局に申し出ること。会場の下見を希望する場合は、事務局に相談すること。

※入れ替え・休憩時間を考慮し、所定時間内に収まるように実施すること。

4 デモンシナリオ

甲府市が実演を求める共通の業務シナリオに基づき実施する。記載のシナリオは番号順に実施し、時間内に可能な限り実施すること。

シナリオの様式及び対象処理一覧は甲府市が作成し、提示する。

詳細なシナリオは、提案事業者側でのデモンストレーション用データの準備を要するため、

実施の約1か月前（11月頃）までに提案事業者へ提示する。

シナリオに記載のない事項（入力内容等）は提案事業者の任意で想定してよい。なお、デモンストレーション段階で実装されていない機能・画面等については、シナリオに沿った画面遷移と各画面構成が分かる資料を準備し、説明すること。

サンプルデータを事前に登録し、デモンストレーション時に使用できる状態にしておくこと。

5 出席者・説明者

デモンストレーションの説明は、原則として業務担当SEが担い、説明・質疑応答を行うこと。1ブースにつき説明者は2～3名まで（協力事業者等を含む）とする。なお、甲府市が提示するスケジュール等により担当SEが対応できない場合（説明の重複等）は、代理の者でもよい。

甲府市側は、当該業務の担当課職員が評価者として参加する。

デモンストレーション実施日の前日までに、参加予定者一覧を甲府市（DX推進課）へ電子メールにて提出すること。

6 機器等

甲府市が貸し出せる機材は下記のとおりであり、これ以外に必要な機材は、提案事業者負担で準備すること（事前に事務局と打ち合わせること）

- ・プロジェクター 2台
- ・スクリーン（203cm：152cm） 1台
- ・スクリーン（122cm：91cm） 1台
- ・ディスプレイ（27インチ） 1台
- ・HDMIケーブル（5m） 3本

帳票出力はプレビューによる検証とし、プリンタの準備は不要とする。ただし、印字結果が確認できるよう、該当帳票の帳票サンプルを用意すること。

デモンストレーション出席者向けに説明資料を配布することは妨げない（印刷・配布は提案事業者の負担で行うこと）。

7 準備・当日運営

規定の時間から開始できるよう、事務局と時間を調整して会場入りし、準備すること。

前日準備も可能とするが、あらかじめ事務局に申し出ること（原則、窓口業務時間外での準備とする）。

8 議事録

デモンストレーション審査においては、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を提出すること。なお、議事録は、事業契約書の一部となることに留意すること。

議事録の提出については、デモンストレーション審査終了後、4営業日以内に事業者から、DX推進課に電子メールにて提出すること。

9 その他

デモンストレーション審査は非公開とする。

正当な理由なくデモンストレーション審査に参加しない場合は、当該提案事業者を選考の対象としない。デモンストレーション審査に係る経費は、提案事業者の負担とする。